

美瑛町内での起業に支援します

美瑛町起業支援事業補助金

商工業の振興と活性化を図るため、町内で新たに創業する事業者に必要な費用の一部を補助します。

対象業種

飲食業	食事又は飲み物を提供する事業（持ち帰り・配達飲食サービス業を含む）
宿泊業	旅館業法の許可を得て、宿泊又は宿泊と食事を提供する事業（住宅宿泊事業法による民泊は対象外）
小売業	個人用又は家庭用消費のために店舗において商品を販売する事業
生活関連サービス業	洗濯業、理容業、美容業、浴場業
製造業	製品を製造する事業又は製造技術の開発を行う事業

対象となる方

補助金の交付を受けることができるのは、以下に掲げる要件を満たす者です。

- (1) 申請者が個人の場合、令和6年3月31日までに美瑛町内に住所を置き、個人事業の開業の届出又は法人の設立の届出を行うこと
- (2) 申請者が法人の場合、令和6年3月31日までに法人の設立の届出を行うこと
- (3) 継続的に事業経営を行うための具体的な事業計画を有していること
- (4) 市区町村民税等に滞納がないこと
- (5) 他の者が行っていた事業の継承ではないこと
- (6) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと
- (7) 国、北海道その他の公的機関の起業支援制度等により補助金等を受けていないこと
- (8) 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年美瑛町条例第19号）第2条に規定する暴力団関係者でないこと
- (9) フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業でないこと
- (10) 公序良俗に反しない事業を行うものであること

補助対象経費

工事費、修繕費、改造費、機械器具費、備品購入費、看板等構築物費、広告宣伝費の内、原則町内事業者に支払う経費

補助金額

補助率：補助対象経費の3分の1

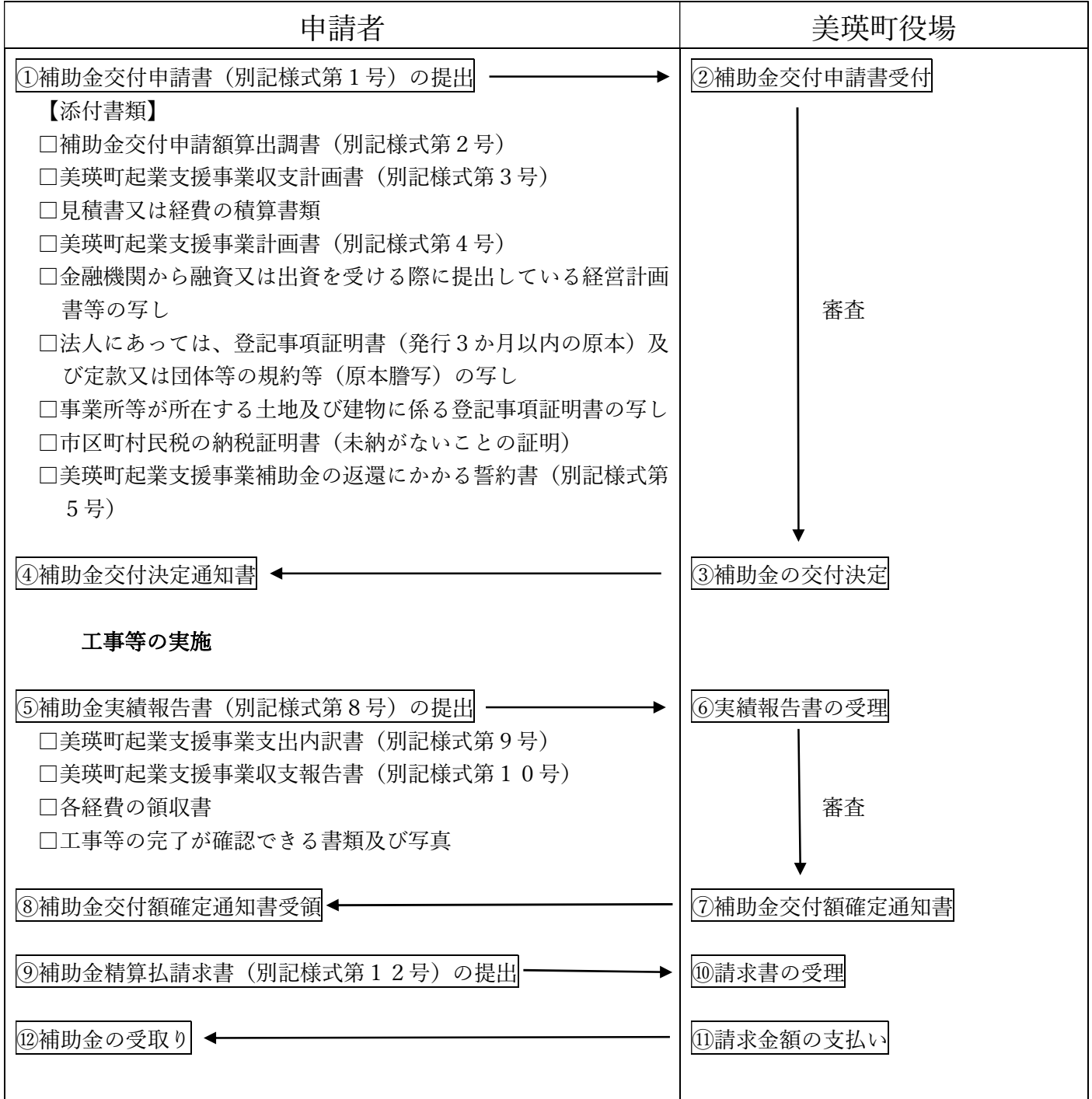
補助金の限度額：100万円

申請方法

美瑛町 WEB サイト又は美瑛町商工観光交流課に備え付けの交付申請書及び添付書類を記入のうえ、美瑛町役場 3 階商工観光交流課に提出してください。

なお、申請書を持参される際は、あらかじめ商工観光交流課（電話 9 2 - 4 3 2 1）へご連絡ください。

補助金交付までの流れ



※申請書等の様式は、町ホームページからダウンロードできます

問合せ先

美瑛町商工観光交流課商工・労働係 電話 92-4321

e-mail shoko-kanko@town.biei.hokkaido.jp